

恵庭市中小企業振興審議会(平成29年度第2回)
恵庭市中小企業振興審議会基本計画推進管理専門部会(平成29年度第4回)
合同会議

平成30年2月13日(火)
14時00分～16時00分
恵庭市民会館 大会議室

次 第

1. 開 会
2. 委 嘱
3. 市長挨拶
4. 議 事
(1) 専門部会部会長・副部会長選出
5. 報 告
(1) 今後のスケジュール及び事業アイデアの反映状況について

(2) 恵庭市中小企業振興基本計画の中間年アンケート調査について
6. そ の 他
7. 閉 会

恵庭市中小企業振興基本条例「キャッチフレーズ」

「ゆたかさを描く恵庭のまちづくり」(一般公募優秀作品)

(八京義一さん/島松本町在住)

恵庭市中小企業振興審議会委員名簿

（任期：平成29年2月2日～平成31年2月1日）

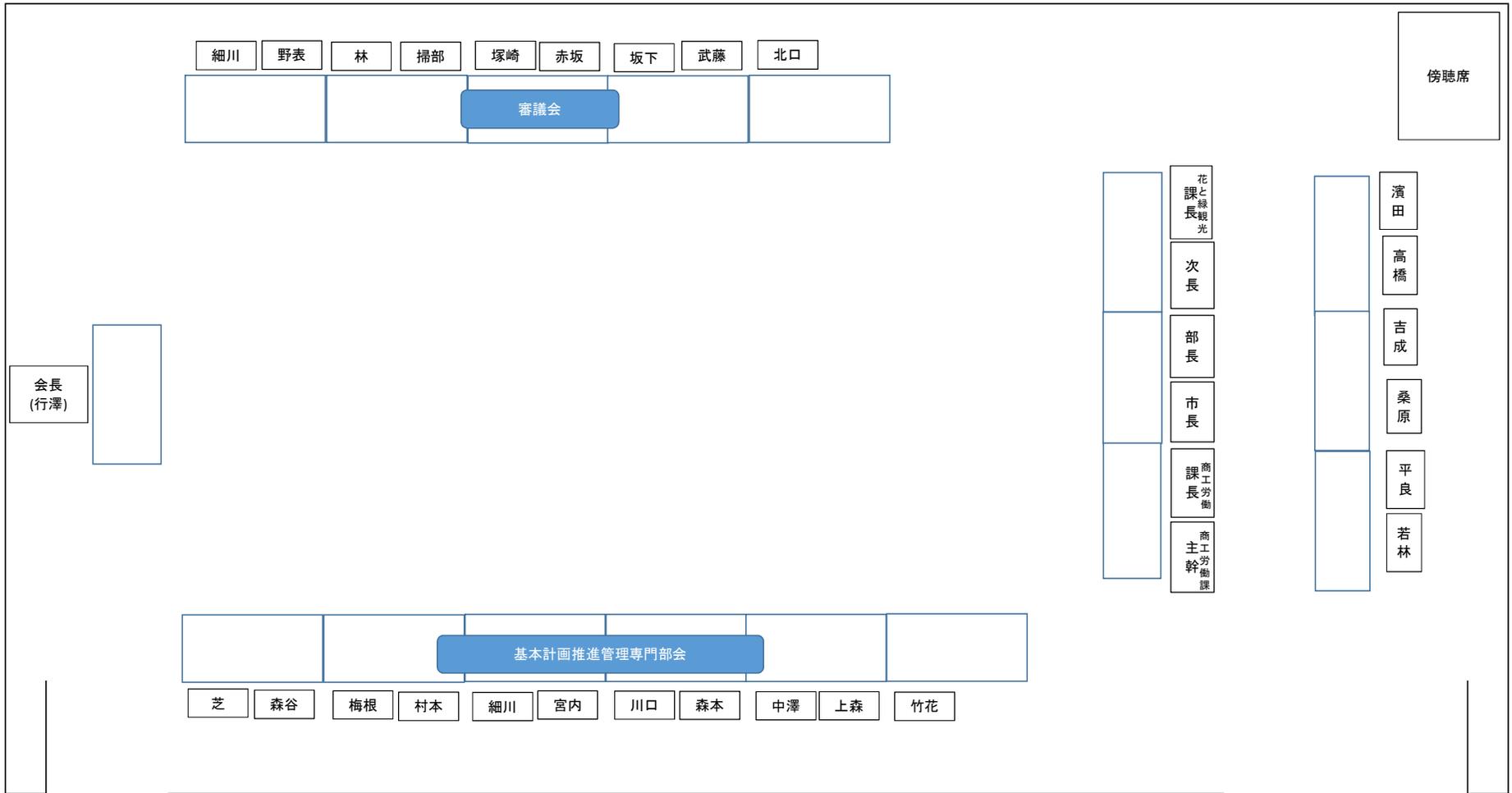
所属	氏名	役職
北海道中小企業家同友会 札幌支部 千歳・恵庭・北広島・長沼地区会	行澤 勇	相談役
恵庭商工会議所	黒田 雅史	副会頭
恵庭市商店会連合会	細川 俊夫	会長
一般社団法人 恵庭青年会議所	野表 武史	副理事長
恵庭市金融協会	林 和則	会長（北洋銀行恵庭中央支店支店長）
恵庭工業クラブ	掃部 晃	代表幹事
(財)北海道中小企業総合支援センター	塚崎 敏久	経営支援部次長
道央農業協同組合	松尾 道義	代表理事組合長
北海道経済産業局	赤坂 修司	産業部中小企業課長
北海道石狩振興局	坂下 健一	産業振興部商工労働観光課長
北海道文教大学	武藤 信吾	人間科学部 健康栄養学科講師
恵庭消費者協会	北口 詔子	会長

恵庭市中小企業振興審議会計画推進管理専門部会委員名簿

(任期:平成30年2月13日～平成32年2月12日)

所属		役職	氏名
恵庭商工会議所	商業部会	部会長	川口 了久
	工業部会	部会長	細川 俊昭
	建設業部会	副部会長	宮内 光則
	サービス業部会	副部会長	村本 隆雄
恵庭商工会議所		事務局長	梅根 裕一
北海道商工団体連合会		常任理事	中澤 総
一般社団法人 北海道中小企業家同友会		地区幹事長	内山 亘理
日本政策金融公庫 札幌支店		筆頭副事業統轄	森本 淳志
起業ネットワーク恵庭		代表	上森 ゆう子
公益財団法人 道央産業振興財団		技術コーディネーター	竹花 奎一
北海学園大学 経済学部	アドバイザー	准教授	大貝 健二
北海道文教大学 外国語学部	アドバイザー	准教授	森谷 一経
ネクストソサエティ株式会社	アドバイザー	代表取締役	芝 香

中小企業振興審議会・基本計画推進管理専門部会 合同会議 席図



○恵庭市中小企業振興基本条例

平成25年3月25日

条例第14号

恵庭市は、秀峰恵庭岳の裾野にあり、自然豊かな森林地帯から湧き出る清水は漁川となって流れ下り、肥沃な大地を築き、ここに明治初頭から先人たちの手で始まった稲作や酪農が根付き、農業が基幹産業として発展しました。

その後、急速に進む国の工業開発の潮流と相まって、工業や商業の集積が進み、産業の中核を担うようになりました。さらに、高い評価を得ている「花のまちづくり」は、地域経済に様々な効果をもたらしています。

こうした本市の経済を支え続けてきた産業のほとんどは、中小企業で構成されており、中小企業は本市の経済活動の礎として、雇用を創出し、市民の暮らしになくてはならない存在になっています。

しかしながら、近年の少子高齢化の進行、人口減少及び経済のグローバル化等の社会構造の変化により、中小企業の経営環境は厳しい状況にあります。

このような中、中小企業はその多様性を生かし、変化する経済環境に適応していかなければなりません。そのためには、中小企業自らが、創意工夫により経営の安定のための努力を行うことが重要であり、また、市民も中小企業振興が本市の経済発展に欠かせないものであるということを認識し、企業、市及び市民がそれぞれの果たすべき役割を踏まえ、連携して中小企業を元気にする必要があります。

ここに、企業、市及び市民の役割を明確にし、中小企業振興を図ることにより、豊かで住みやすいまちをつくるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業振興に関し、その基本となる事項を定めるとともに、市、中小企業者等、大企業者及び市民の役割を明らかにすることにより、中小企業振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定めるものをいう。

(2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、企業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体をいう。

(3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって、事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業振興は、中小企業者等の創意工夫と自主的な努力を尊重し、地域の特性を生かした総合的な施策を、国、北海道及びその他の機関の協力を得ながら、市、企業、関係する団体及び市民が一体となって推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興に関する施策を策定及び実施するものとする。

2 前項において、市は、中小企業者等の意見を聴き、適切に反映するよう努めるものとする。

3 市は、中小企業振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、北海道、中小企業に関する団体、研究機関及び市民と連携を図るよう努めるものとする。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に対応して、経営の革新、経営基盤の強化等に自主的に努めるものとする。

2 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市民の要望に応え、かつ、市民に信頼され、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業者等は、地域において生産、製造又は加工された製品を取り扱い、地域で提供される商品及びサービスを積極的に活用するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 大企業者は、地域において生産、製造又は加工された製品を取り扱い、地域で提供される商品及びサービスを積極的に活用するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、中小企業振興が市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、地域において生産、製造又は加工された産品を消費し、地域で提供される商品及びサービスを積極的に利用するなど、中小企業の健全な成長発展に協力するよう努めるものとする。

(審議会の設置)

第8条 この条例の適正な運営を図るため、市長の諮問機関として、恵庭市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委員)

第9条 審議会は、市長が任命する13名以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席議員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第11条の2 市長は、専門事項を審議させるため、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(恵庭市中小企業等振興条例の一部改正)

2 恵庭市中小企業等振興条例(昭和54年条例第28号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の恵庭市中小企業等振興条例(以下「改正前の条例」という。)第16条の規定による恵庭市商工業振興協議会については、第8条の規定による恵庭市中小企業振興審議会とし、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第17条の規定により恵庭市商工業振興協議会委員に委嘱されている者については、第9条の規定による恵庭市中小企業振興審議会委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

恵庭市中小企業振興審議会専門部会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市中小企業振興基本条例（平成25年条例第14号）第11条の2の規定に基づき、恵庭市中小企業振興審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、恵庭市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）から付託された事項を審議し、その結果を審議会に報告するものとする。

(組織)

第3条 専門部会の委員は、15名以内とする。

2 専門委員の委員は、学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

(任期)

第4条 専門部会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門部会の委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、第3条第2項の規定により選任された委員の互選により選出する。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 専門部会は委員の過半数の出席で成立し、議事は出席議員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、経済部商工労働課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

H30年～H31のスケジュール(案)

資料①

10

項目		H30.2	H30.3	H30.4	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3
審議会	・推進管理報告 ・中間年 数値目標に関する報告 ・今後のスケジュール説明	H29第2回 審議会						H30第1回 審議会						合同 第2回審議会	
	委員委嘱								諮問			答申		H30第2回 審議会	※専門部会と 併せて開催
専門部会	委員委嘱	H29第3回 専門部会													
	検討結果に係るH30年度予算要求結果	H29第3回 専門部会												合同 H30第4回専門 部会	
	・H29年度事業検証 ・H31年度具体的施策のためのアイ ディア検討及び意見集約 ・中間年数値目標検討				H30第1回 専門部会	H30第2回 専門部会	H30第3回 専門部会								
市(事務局)	事務局会議関連 準備事項		・H29年度事業 シート作成 ・H30年度各基 本戦略事業予 算資料作成	・第1回専門部 会開催案内 ・資料送付 ・意見集約 ・配布	・第2回専門部 会開催案内 ・資料送付 ・意見集約 ・配布	・第3回専門部 会開催案内 ・資料送付 ・意見集約 ・配布	・第1回審議会 開催案内 ・資料送付 ・意見集約 ・配布					審議会委員 委嘱起案	・第2回審議 会、第4回専門 部会開催案内		・H30年度事業 シート作成 ・H31年度各基 本戦略事業予 算資料作成
	H31年度事業分 政策的経費要求							積算	要望調査	ヒアリング					
	H31年度事業分 通常予算要求										事業費積算	予算査定			

※審議会委員改選(H31. 2月改選)

中小企業振興基本計画策定時の課題 (P15～、P24～)	課題解決に向けた視点	項目	委員からの意見及び事業アイデア	反映事業と手法	主要な施策への反映状況	実施課
<p>恵庭の魅力向上の取組</p> <p>基本戦略2</p>	<p>(9)観光振興に関する、その展開の是非を含めた具体的施策の検討</p>	<p>視点2 ：地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路拡大の推進</p>	<p>企業立地促進補助金</p> <p>当該事業は、一定程度以上の設備投資及び雇用予定がある工場などが立地する際に必要性が高いが、恵庭市内での新規事業参入及び既存市内事業者が継続・発展する取り組みに対して、日本商工会議所が行う「小規模事業者持続化補助金」のような新規補助金を検討してほしい。</p>	<p>企業立地促進補助金の過去3年間の実績については、下記のとおりであり、活用件数も一定数あるため、継続していきたい。</p> <p>・固定資産税 H26:7件、H27:6件、H28:5件 ・新規雇用 H26:2件、H27:1件、H28:2件</p> <p>事業アイデアに出ている「小規模事業者持続化補助金」は、日本商工会議所の補助金の採択が3割で7割が不採択になることから、それをカバーするような補助金を市の制度で作ってはどうかというアイデアである。日本商工会議所の補助制度を補完する補助金の創設については、難しいものと考えているが、販路拡大に関する商談会や展示会などの出展の支援については、農工商連携の取り組みの中で検討していきたい。</p>	<p>掲載なし</p>	<p>商工労働課</p>
		<p>市民参加型・えにわ版マルシェ推進事業</p>	<p>マルシェに参加してもらうことで、市民・市外の方への出店者のPRに繋がっている。今後は、より多くの飲食店などに参加してもらえるように、商工会議所などとも連携しながら積極的に新規出店者を増やす取組が必要だと思う。</p>	<p>新規登録希望者は今後も通年で申請受付を継続しつつ、新たな出展機会の拡大と、団体の活動内容の周知方法について検討を進めたい。</p>	<p>掲載</p>	<p>花と緑・観光課</p>
		<p>首都圏シティセールス</p>	<p>フィルム・コミッションを実施する機関が恵庭にはないが、市内在住の写真愛好家などの協力を得るなどして、恵庭の魅力的な写真を映画製作会社・配給会社に持ちこむなどの営業活動を行うことで、シティセールスしてはどうか。また、SNS(フェイスブック、インスタグラム)を市役所でもより積極的に活用し、さらに市民を巻き込むような仕組みを検討し取り組んでみてはいかかか。</p>	<p>市公式HP・FB及び恵庭市観光サイトからの情報発信を継続して行うことと、今年度単独実施をしたイベント時のインスタグラムキャンペーン企画について、観光サイトと連動させて実施することを検討していきたい。また、今年度より市企画課を事務局とし「シティセールス検討委員会」が設立された。商工労働課、花と緑・観光課から1名構成委員として参画しているので、魅力あるロケーションを活用した情報発信の方法を様々な角度から検討する。</p>	<p>掲載なし</p>	<p>花と緑・観光課</p>
		<p>花のまちづくり推進事業</p>	<p>地域企業や団体との共催、協賛、後援、協力といった恵庭市内事業者との連携をさらに強化することで、イベント内容をさらに充実させることとともにマルシェと同様に、花とくらし展での出展者を増やす取組を実施して、さらに盛り上げてほしい。</p>	<p>花とくらし展については、当面、現状の中で可能な限り出展者を増大できるよう検討し、市内企業とも連携を図ることとしたい。今後、花の拠点が開く平成32年度に向け、イベント規模の拡大・内容の充実化・出店数の拡大など、見直しを図りたい。また、花のまち恵庭にふさわしい新たなイベントを構築し盛り上げていきたい。</p>	<p>掲載</p>	<p>花と緑・観光課</p>
		<p>えにわ湖周辺レク施設管理</p>	<p>えにわ湖も周辺で行っているレクリエーションは非常に魅力的だが、市内・市外にむけてのPR不足であるため、情報発信を強化してほしい。例えばパブリシティとして、一部旅行雑誌だけではなく、新聞であれば恵庭・千歳版記事への掲載ではなく全道版にのるように原稿を工夫することやTV制作への情報提供も強化したらどうか。</p>	<p>近年、観光情報誌では全道版、市民及び近郊在住者向けには市広報の他に週刊情報誌などを活用しているが、来場者の情報収集手段も多様化していることから、ターゲットに合わせた情報発信手法や効果的な時期を検討し、市単独のみならず近隣市町村との連携事業も活用し、より効果的な情報発信を行い、新たな来訪者を獲得を目指したい。</p>	<p>掲載なし</p>	<p>花と緑・観光課</p>
		<p>観光関係事業</p>	<p>台湾からの観光客に向けて、魅力ある日本文化のお祭りなどの情報発信を積極的に取り組んでほしい。また、恵庭市単独でのコンテンツだけではなく、近隣エリアとの連携を図りながら、魅力ある観光地としてのコンテンツの掘り出ししたり、取り組む事業者を支援できる事業の枠組みを検討してほしい。全体を通して情報発信が弱いので、SNSを効果的に使うなどの試みをしてほしい。</p>	<p>インバウンド対応創出事業において、千歳市、北広島市とともに繁体字のWEBサイトの作成や外国人旅行者がレンタカーを活用し、安心安全に当市を含む近隣市町村を周遊できる推奨ドライブルートの設定などを進めている。日本の文化や恵庭独自の郷土芸能など、受け入れ側の環境や体制整備を行いながら、地元住民の誇りである祭やスポーツ情報の掲載について、関係者及び他市と検討しながら発信をしていきたい。</p>	<p>掲載</p>	<p>花と緑・観光課</p>
		<p>ルルマップ自然公園ふれんど環境整備</p>	<p>千歳空港からも近い位置に多くの本格的なパークゴルフ場があるので、連携してイベントなどを企画し、恵庭市内外、特に道外、さらには海外からの参加ができるようにしてはいかかか。</p>	<p>現状における各パークゴルフ施設の利用者情報や設置者側のニーズを把握し、道外、海外からの参加促進となるよう事業連携や合同イベント開催等の検討を進めたい。</p>	<p>掲載なし</p>	<p>花と緑・観光課</p>
		<p>台湾投資家のニーズを踏まえた対恵庭投資拡大事業(直接投資に関する事業)</p>	<p>本年度は動画を製作されるということなので、作って関係各所に配布するだけでなく委託先と連携して、Youtubeなどを利用して海外からも話題となるような効果的な情報発信をしてほしい。</p>	<p>平成29年度の事業において、恵庭市での観光をイメージできる動画を2種類作成した。また、新たな市の観光サイト「ENIWA EYE」を平成29年12月から公開し、情報発信している。この動画は台湾で行った商談会でも活用し、恵庭市の観光資源をPRする商材として活用した。観光ホームページで公開するほか、今後、市の公式FacebookやYoutubeに公開するなど多方面で活用していく。</p>	<p>掲載</p>	<p>商工労働課</p>
<p>産確地立域間と循環型経済の強</p>	<p>(4)地域内での企業間の連携、産業連関を構築する仕組みづくり、具体的施策の検討が必要</p>	<p>視点1 ：市内企業同士の取引活性化による地域循環型経済の確立</p>	<p>農工商等連携促進事業</p> <p>藤枝に限らず、他の地域との連携した商品開発など、恵庭市内の事業者同士では難しくても他地域の事業者と連携することで開発ができるような、例えば、恵庭米と他地域酒造業者による恵庭ブランドの日本酒といった、他自治体との連携によって、実現可能となる恵庭ブランド開発などに取り組んでほしい。</p> <p>交流都市連携事業</p> <p>食品や商品開発以外においても、様々な業種を通して地域の企業と連携した取組が行えるより一層良いものになると思う。</p>	<p>市外の事業者との連携については、これまでも恵庭市の資源を使用した商品開発や販路拡大などに賛同する市外の事業者が「恵庭市農工商等連携推進ネットワーク」に入会し、協力体制を築いてきた。また、これまで事業者が道央産業振興財団やさっぽろ産業振興財団の補助金を利用し市外事業者との連携による商品開発などを行っている。これらの活動を引き続き支援し、道やさっぽろ広域圏組合などによる連携事業を活用していきたい。</p> <p>地方創生推進交付金の活用により、H30年度まで藤枝市との連携事業を行なっている。今年度は、藤枝市と恵庭市の事業者のマッチングや恵庭市連携商品開発補助金要綱を策定し商品開発補助を行う他、ネットショップ等での販売等を行うが、今後は本補助金の活用状況や開発商品をみながら、サービス業や商品販売など他の連携についても検討したい。</p>	<p>掲載</p>	<p>商工労働課</p>

	中小企業振興基本計画策定時の課題 (P15～、P24～)	課題解決に向けた視点	項目	委員からの意見及び事業アイデア	反映事業と手法	主要な施策への反映状況	実施課
基本戦略3 雇用の確保と人材育成の支援	(2)人材の確保(質・量とも)、人材育成に対する具体策の検討が求められている	視点2 :働きやすい労働環境の整備	就職促進事業	地元就職バスツアーを含め、自ら恵庭で働きたいとなるような仕組みの事業を検討してほしい。	H27～H29年度、中学生と大学生、専門学校生による地元就職バスツアーを石狩振興局主催で実施しており、H30年度以降は振興局で事業廃止することだったため、新たに市の主催事業として継続する。なお、H30年度に本事業では合同企業就職説明会、高校生向けセミナー、企業採用担当者向けセミナーを行う。	掲載	商工労働課
			地域職業相談室事業費	PR方法を工夫して欲しい。	H29年9月に第二庁舎へ移転を完了した。これまで同様市HPや広報誌を通して事業周知すると共に、市facebookにも掲載を行い、多くの求職者の利用を促す。	掲載	商工労働課
			恵庭地方職業能力開発協会事業費補助金	PR方法を工夫して欲しい。	本協会独自のHPが無いことから、協会に対し助言すると共に、平成29年12月には市のHP内でも職業訓練センターを紹介し、PRを行った。	掲載なし	商工労働課
			恵庭市シルバー人材センター事業費補助金	会員の減少については「シルバー」という名称が高齢者に悪い印象がある可能性があるのではないか。会員にアンケートをとるなど調査して欲しい。	シルバー人材センターに確認したところ、全国のシルバー人材センター内で既に名称についての議論がなされているとのこと。恵庭市シルバーにおいては、知名度向上のため、いきいきセンター祭りを開催し、PRに努めている。今後もシルバーと協力・協議し活動を支援していきたい。	掲載	商工労働課
			技能功労者表彰	PR方法を工夫して欲しい。	広く市民への周知を図る目的から、H29年度から恵庭市総合体育館で行う、えにわん産業祭内で開催した。今年度の反応を見て、PR方法を再検討する。	掲載なし (産業祭では掲載)	商工労働課
基本戦略5 起業・第二創業・円滑な事業承継等による地域経済の活性化	(1)流通・商業、サービス業での取引先や販売先などの販路拡大支援の必要性 (3)廃業可能性企業に対する支援策の検討が必要	視点3 :地元企業を支援する仕組みづくり 視点4 :起業・創業への支援	起業家支援事業補助(地方創生交付金)	市からも起業後の実態調査等により起業家へのフォローを行うとともに、起業ネットワーク会員によるヒアリングを行うなど同じ起業家の目線から支援を行うてはどうか。	現在、起業支援事業補助金の利用者に対しては、市の担当者の訪問によるヒアリングなどを行っているが、平成30年度は起業ネットワーク恵庭の会員によるヒアリングを実施していきたい。	掲載	商工労働課
			起業支援事業補助(一般財源)	起業の際に補助金に頼りすぎると事業の見通しが甘くなり、補助金頼りの事業計画になってしまう可能性がある。起業家の意識を高める為にも、補助金の上限は現状維持とし、多くの事業者が補助制度を利用できるよう検討して欲しい。	平成28年度は、1件の上限額を50万円、申請件数を8件として予算措置しているが、平成30年度は多くの事業者が補助制度を利用できるよう10件分を予算措置した。	掲載	商工労働課
			中小企業振興プラザ(駅まちプラザ)事業	駅まちプラザの特産品売上を確認すると、低調であるため、アンテナショップ機能の必要性を検討する必要がある。駅まちプラザの施設の在り方や、目的を明確にし、特産品を打ち出していくのであれば、イベントや売り出す期間を限定して販売する等の取り組みを行ってはどうか。事業目的とその達成度に基づき検証を行う必要がある。	H29年度に館内規則の策定など施設全体の利用方法も変わったため、市としても駅まちプラザの利用方法について恵庭駅通商店街振興組合と協議した。今後も本審議会、専門部会からいただいた意見を振興組合にフィードバックしながら賑わいの創出に努めるとともに、これまでの実績の検証を継続して行う。また、管理会社と市内企業の製品PRなどの催事を開催できるよう調整していく。	掲載	商工労働課
			経営改善実態調査	査定により H28実施調査結果を利用し中間見直しを行うこととなった			